セーブ・ザ・チルドレン「子どものための心理的応急処置（Psychological First Aid for Children)」研修プログラム実施要項（2025年1月改訂）

本実施要項は、セーブ・ザ・チルドレンが定める「子どものための心理的応急処置（Psychological First Aid for Children)」（以下「子どものためのPFA」という）研修プログラム（以下「PFA研修プログラム」という）を実施する団体および法人等（以下「実施団体」という）が、PFA研修プログラム実施にあたり確認および遵守すべき事項を記載したものです。

1. 「子どものためのPFA」 研修について

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン（以下「SCJ」という）は、PFA研修プログラムに沿って実施される研修を「子どものためのPFA」公式研修（以下「公式研修」という）と定める。

① 公式研修として実施するPFA研修プログラムは、1日研修および紹介研修がある。
なお、1日研修の実施時間にかかる時間は6時間、紹介研修にかかる時間は2時間である。

② 実施団体は、公式研修実施前にSCJもしくはSCJが指定する連携団体（以下、総称して「PFA研修プログラム管理者」という）から書面による公式研修実施の承諾を得なければならないものとする。

③ 公式研修実施にかかる全ての責任は、実施団体にあるものとする。

④ 公式研修の実施に関する広報物や報告書などを含む全ての印刷物（電子データを含む）において、子どものためのPFAの名称は、次の通り正式名称で表記しなければならないものとする。

セーブ・ザ・チルドレン「子どものための心理的応急処置（Psychological First Aid for Children)」

なお、文中にて名称を略語で表記する場合は、正式名称を表記の上、「(以下「子どものためのPFA」という)」と表記することで、それ以降、名称を略語で表記できるものとする。
また、周知広報物（ちらしなど）や印刷物の表紙などに正式名称以外で表記する場合は、事前にPFA研修プログラム管理者による承諾を得るものとする。

⑤ 公式研修の実施に関する広報物や報告書などの印刷物（電子データを含む）において、SCJのロゴを使用する場合、SCJが別途提示する「ロゴガイドライン」に従うものとし、事前にSCJの書面による承諾を得るものとする。

⑥ 1日研修は、1会場につきSCJが認定した最低2名のファシリテーターによって実施されるものとする。また、1日研修の参加者数は、1会場につき30名までを推奨人数とし、参加者数が30名以上の場合は会場を分けるよう努めるものとする。

⑦ 公式研修はセーブ・ザ・チルドレンが定めた内容に従って実施しなければならないものとし、内容の一部のみの実施や改変などは行ってはならないものとする。

⑧ PFA研修プログラム管理者は公式研修で使用する資料一式「公式研修用貸与資料一覧（別添1)」をデータで実施団体へ貸与する。

⑨ 実施団体はPFA研修プログラム管理者に対し、公式研修実施前にPFA研修プログラム管理者が定める様式の参加者リストを提出し、公式研修実施後には参加者の出欠リストを提出するものとする。また、1日研修の場合は事後アンケートを提出するものとする。

⑩ 事後アンケートの結果については、PFA研修プログラム実施に関する内部資料としてのみ使用を認める。

⑪ 実施団体が公式研修において公式研修プログラムアンケート以外のアンケートを実施する場合は、事前にPFA研修プログラム管理者に書面による承諾を得て行うものとし、アンケート結果をPFA研修プログラム管理者と共有すること。

⑫ 公式研修内のグループワークなどで記入・使用された付箋や模造紙などは、研修実施後、実施団体の責任において破棄処分とする。

⑬ 1日研修参加者への周知広報物（ちらしなど）においては、「研修開催お知らせ文サンプル」（別添2）の文中、(1)および(4)を原文のまま記載し、(2)および(3)については全部または一部を記載すること。紹介研修の周知をする際は、(1)および(4)を原文のまま記載し、(2)については全部または一部を記載すること。

2. 修了証について

① 公式研修で実施されるPFA研修プログラムのうち、1日研修を修了した受講者（以下「修了者」という）にはSCJが発行する修了証が授与される。

② 修了証は、実施団体が1日研修実施前に提出した「1日研修参加者リスト」（別添3）に基づいて、1日研修実施前にSCJから発行されるものとし、実施団体は前項に基づいて修了者のみに修了証を授与するものとする。ただし、遅刻や早退による4時間未満の受講者には修了証は授与してはならない。

③ SCJは紹介研修の参加者に対し修了証の発行は行わない。実施団体が紹介研修の参加者に対して参加証（別添 9）などを発行する場合は、事前にPFA研修プログラム管理者の書面による承諾を得ること。

3. 公式研修用貸与資料の取り扱い

① PFA研修プログラム管理者から実施団体に貸与する公式研修用マニュアル、スライド、配布資料などの研修用貸与資料「公式研修用貸与資料一覧」（別添１）は公式研修を実施する目的でのみ利用できるものとし、その転用・改変・改訂・追記は禁じる。

② 配布資料は、原則印刷物として配布する。ただし、オンライン研修実施の場合は、データで配布することも可能。

③ 公式研修用貸与資料の改変などの提案があれば、PFA研修プログラム管理者へ連絡すること。

④ 公式研修用貸与資料は、公式研修の終了後、速やかにPFA研修プログラム管理者へ返却しなければならない。ただし、実施団体が自ら適正な方法で廃棄した場合はこの限りでない。

4. 画像や映像等の撮影と使用に関して

① 実施団体が公式研修に際し画像や映像等を撮影する場合、参加者から事前に書面による承諾を得なければなければならない。

② 実施団体が公式研修に際し撮影した画像や映像等を使用する場合、画像や映像等の著作権が実施団体に帰属する場合においても、画像・映像等の内容および使用方法について、事前にPFA 研修管理者から使用許可を得なければならない。

③ 実施団体は、前項に基づき画像や映像等を使用する場合 PFA 研修プログラムであることがわかるようにしなくてはならない。また、事実と異なる情報を用いて画像や映像等を使用してはならない。

5. その他、遵守事項

実施団体は、公式研修実施にあたり、以下を遵守するものとする。

① 公式研修の企画および準備に関しては、PFA 研修プログラム管理者に企画内容を提示し、PFA 研修プログラム管理者と協議の上で準備調整を進める。

② 公式研修実施遂行上知り得た個人情報、PFA 研修プログラム管理者、ファシリテーター等の業務上の秘密情報、公式研修実施時に提供される資料等に含まれる非公開情報を、その情報提供者の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。（ここでいう個人情報とは、個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項に定義されるものとする。）

③ 「子どものための PFA」に関するメディア取材を受けた場合、PFA 研修プログラム管理者に報告すること。

④ 公式研修において、公式研修以外の活動等に関する広報は行わないものとする。

⑤ 公式研修は営利目的で実施してはならないものとする。但し、公式研修にかかる経費への充当を目的とした場合のみ、参加者からその目的の範囲内で参加費を徴収できるものとする。

以上

別添 1　公式研修用貸与資料一覧

【投影用】(PFA 研修プログラム管理者より実施団体へメールにて送付。)

- スライド（PDF 形式ファイル）
- 動画　（mp.4 形式ファイル）

【配布用】(PFA 研修プログラム管理者より実施団体へメールにて送付。)

- 配布資料 1. アンケート(PDF 形式ファイル)
- 配布資料 2. ロールプレイ設定案（PDF 形式ファイル ）
- 配布資料 3. スライド（PDF 形式ファイル）
- 配布資料 4. 相談先リスト（PDF 形式ファイル）
- 配布資料 5. パンフレット「子どものための心理的応急処置」(PDF 形式ファイル)
 https://www.savechildren.or.jp/news/publications/download/PFA_191003.pdf

【その他】

- 研修開催お知らせ文サンプル（別添 2）
- 1 日研修参加者リスト（別添 3）
- 研修レイアウトイメージ（別添 4）
- 研修必要備品一覧表（別添 5）
- 「子どものための心理的応急処置」 1 日研修プログラム（別添 6）
- 紹介研修参加証サンプル（別添 8）

【参考資料】

- 子どもにとって安心・安全な組織・事業づくりのための行動規範（別添 7）

別添 2　研修開催お知らせ文サンプル

(1)タイトル

子どものための心理的応急処置 1 日研修

(2) 説明文

【X 月 X 日（X）】誰でもできる、子どものこころの応急手当て

「子どものための心理的応急処置：Psychological First Aid for Children（子どものための PFA）」は、災害時などに、災害などの危機的状況で子どものこころに配慮した支援ができるよう、支援者が取るべき行動や姿勢を示したものです。世界保健機関（WHO）などが作成した PFA マニュアルをもとに、セーブ・ザ・チルドレンが 2013 年に開発しました。研修では、危機的状況を経験した子どもが示す反応や行動を認知発達段階別に学び、PFA の行動原則「見る、聴く、つなぐ」に基づき、子どもに合わせたコミュニケーションの取り方や、必要な支援に適切につなげることの重要性を学びます。
XXXXXXXXXX　研修実施団体で適宜、当該研修の紹介を加筆してください。XXXXXXXXXX

研修プログラム概要

(3) プログラム概要

-
- 「子どものための PFA」とは
- 危機的状況にいる子どもが一般的に示す反応について（グループワーク＋講義）
- PFA を必要とする子どもの見極め方と PFA の行動原則（グループワーク）
- ストレスを抱えている子どもとのコミュニケーションの取り方（ロールプレイ）など

【日時】　XXXX 年 XX 月 XX 日（X）10:00～17:00
【会場】　XXXXXXXXX
【対象】　XXXXXXXXX
【人数】　30 人（定員に達し次第締め切ります）
【講師】　トレーナー資格を持つ講師が行います。
【修了証】 所定の研修課程を履修した方には修了証を授与します。理由なく欠席あるいは遅刻早退があった場合は、修了証の授与ができない場合がありますのでご注意ください。
【その他】　体験型研修のため、動きやすい服でお越しください。
【主催】　XXXXXXXXXXXXXXXXXX
【協力】　XXXXXXXXXXXXXXXXXX、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

(4) 協力

別添３　１日研修参加者リスト

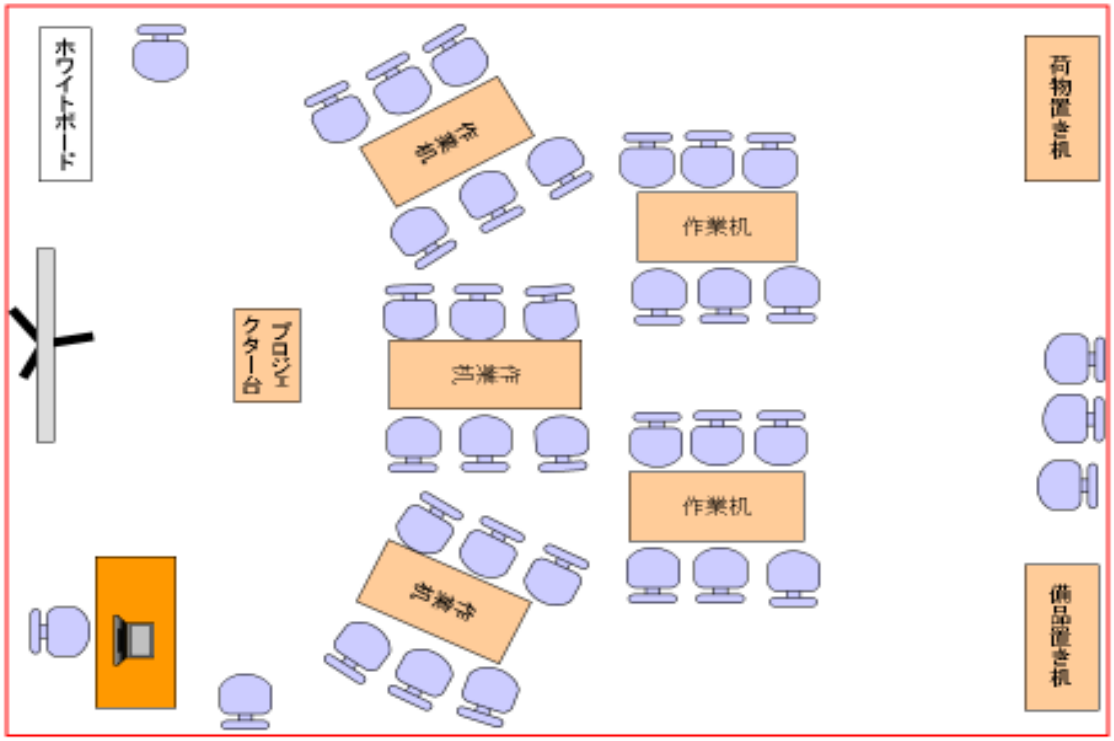
研修日時：

研修会場：

担当講師：

No.	名前	性別	所属（会社名、団体名）	参加状況
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

別添４　研修レイアウトイメージ



別添 5 研修必要備品一覧表

「子どものための心理的応急処置」1 日研修 必要備品一覧			
	品名	必要数	備考
1	パソコン	1	
2	プロジェクター	1	
3	スピーカー	1	研修内でパソコンから動画を流します。
4	スクリーン	1	
5	マイク	2	会場や研修規模に合わせてご用意ください。講師のほかに、参加者が質問する際などに使用することもあります。
6	模造紙	各テーブル 2 枚	グループワークで使用します。
7	セロハンテープ	1	養生テープなど壁に貼って大丈夫なものが便利です。
8	ポストイット（正方形、長方形）	各テーブル 1～2 個	グループワークなどで使用します。 色違いやサイズ違いで準備できれば、なお可です。
9	サインペン	参加人数分	グループワークなどで使用します。 中字～太字ペンを、一人につき 1 本あれば大丈夫です。
10	おりがみ	講師＋参加人数分	一人 1 枚使用します。
	または パペット	参加者数の半分の数	二人一組で 1 つのパペットを使います。 ※折り紙やパペットを用意するのが難しい場合は、講師へご相談ください。
11	名札	講師＋参加人数分	
オプショナル（必要に応じてご準備ください。）			

1	レーザーポインター	1	
2	ホワイトボード	1	
3	ホワイトボード用マーカー	1	
4	ホワイトボード用イレイサー	1	
5	ソフトボール	1～2 個	研修内アイスブレイクで使用します。室内で投げられるボールをご用意ください。
「子どものための心理的応急処置」 1 日研修配布資料			
	資料名	数	印刷方法
1	アンケート	参加者人数分	両面白黒、A4 サイズで印刷
2	事例	参加者人数分	片面白黒、A4 サイズで印刷
3	研修スライド	参加者人数分	両面白黒もしくはカラー。一面 2 スライド印刷
4	相談先リスト	参加者人数分	片面白黒、A4 サイズで印刷
5	子どものための PFA パンフレット	参加者人数分	両面白黒もしくはカラー。A4 サイズで印刷
オプショナル（必要に応じてご準備ください。）			
1	プログラム	参加者人数分	別添 6 を参照
2	当日の講師略歴	参加者人数分	内容につきましては、各講師へお問い合わせください。

「子どものための心理的応急処置」1 日研修プログラム

（Psychological First Aid for Children）

セッション	内容	主な活動
1	はじめに	
2	子どものための PFA とは？	講義
3	危機的状況にいる子どもが示す反応について	グループワーク、講義
昼休憩		
4	PFA を必要とする子どもの見極め方と PFA の行動原則	グループワーク
5	ストレスを抱えている子どもとのコミュニケーション	ロールプレイ
6	演習	
7	まとめ	

※昼休憩を 1 時間入れた場合、1 日 7 時間研修になります。

別添７　子どもにとって安心・安全な組織・事業づくりのための行動規範

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

子どもにとって安心・安全な組織・事業づくりのための行動規範

全ての関係者に以下の行為は許されません

A. 子どもを叩いたり、暴力によって身体的に傷つけたりする
B. 子どもと性的・肉体的関係をもつ
C. 子どもを利用する、もしくは傷つけるととられかねない関係性をつくる
D. 子どもに対して不適切な言葉を使ったり、侮辱的・攻撃的な提案や示唆をする
E. 子どもが虐待にあいやすい状況をつくる
F. 不適切な、あるいは、性的なことを連想させる挑発的な身振りや態度を取る
G. 子どもが自分でできることを必要以上に手伝う
H. 違法、危険、または乱暴な子どもの振る舞いを大目に見たり、加担する
I. はずかしめる、自尊心を傷つける、軽視する、見下すなど、あらゆる方法で子どもを心理的に傷つける
J. 特定の子どもを差別したり、他の子と異なる扱いをしたり、えこひいきをして集団から排除する
K. 活動に関わる子どもと活動外で個人的に連絡をとる、もしくはとろうとする
L. 活動に参加している子どもと同じ床（とこ）で寝る
M. 活動に参加している子どもと同じ部屋で寝る。ただし、例外的状況かつ事前に上長の許可を得ている場合を除く
N. ポルノグラフィーや過激な暴力を含む不適切な画像、動画、ウェブサイトに子どもを誘導しその危険にさらす
O. 規範違反との疑念をもたれかねないような状況に自分自身を置く

子どもと接する際に以下の点に留意する必要があります

P. どのような状況が子どもにとって危険なのかを察知し、未然に対処する
Q. 危険を最小限に留められるよう、計画段階で事業内容や実施場所を熟考し必要な環境を整える
R. 可能な限り、他者の目が届く場所で子どもと接する
S. どのような問題提起や懸念も気軽に表明できて話し合えるような、オープンな雰囲気をつくる
T. 不適切な行為または虐待となりうる言動が見過ごされないように、各々が責任感を持つ
U. 職員や関係者とどう接しているかについて日ごろから子どもと話し、彼らが気になっていることがあれば伝えるよう促す
V. 子どもをエンパワーする。すなわち、子どもの権利に関する理解や、何が適切で何が不適切か、また問題が起きた時にどうしたら良いかについて子どもたちと話し合う

別添８　紹介研修参加証サンプル

参加証

＊＊＊＊＊＊　様

あなたは
「子どものための心理的応急処置：Psychological First Aid for Children」
紹介研修に参加したことをここに証明いたします。

２０XX年XX月XX日

XXXXXXXXXXXX
XXXXXXX
XXXXX

＊本証は紹介研修に参加したことを証するものであり、1日研修を修了したことを証する修了証ではありません。